

◎新潟県告示第449号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 藤聖会	上越市頸城区 上吉194	頸城介護老人保健 施設あやめの庭	上越市頸城区 上吉194	介護老人保健施 設	H25. 2. 28
医療法人社団 藤聖会	上越市頸城区 上吉194	頸城介護老人保健 施設あやめの庭	上越市頸城区 上吉194	通所リハビリテ ーション	H25. 2. 28
医療法人社団 藤聖会	上越市頸城区 上吉194	頸城介護老人保健 施設あやめの庭	上越市頸城区 上吉194	短期入所療養介 護	H25. 2. 28
医療法人社団 藤聖会	上越市頸城区 上吉194	頸城介護老人保健 施設あやめの庭	上越市頸城区 上吉194	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	H25. 2. 28
医療法人社団 藤聖会	上越市頸城区 上吉194	頸城介護老人保健 施設あやめの庭	上越市頸城区 上吉194	介護予防短期入 所療養介護	H25. 2. 28